

ご近所接続奨励金のご案内

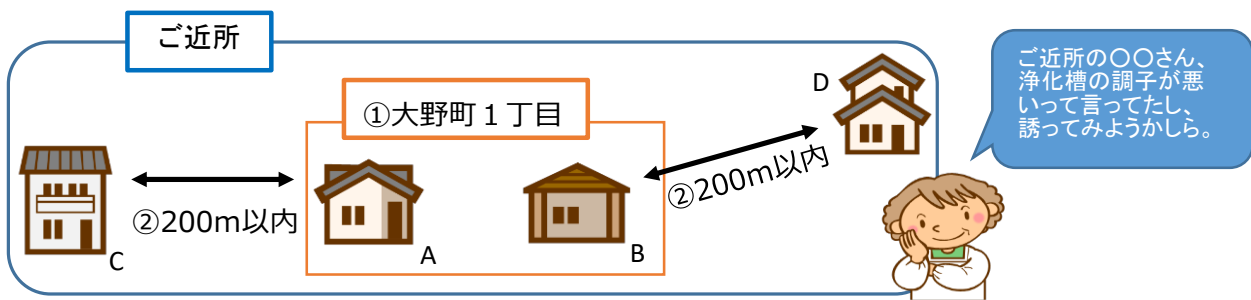
大野市の下水道等の接続率は県内最低で、最も川や海の水を汚しているまちです。
ご近所同士のお誘い合いで下水道の利用を考えてみませんか。

<奨励金交付までの流れ>

ご近所同士のお誘い合いでグループ形成

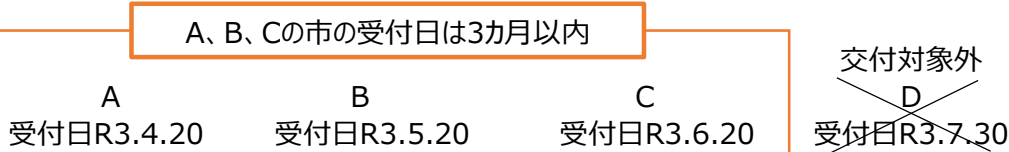
【グループの条件】

- ・専用住宅や店舗併用住宅、区分所有建物（住居用途）が2軒以上になること
- ・グループとする建物全てが単独浄化槽またはくみ取便所から公共下水道へ接続すること（合併浄化槽は対象外）
※新築や改築に伴う公共下水道接続は、グループ対象外となります。
- ・グループとする建物が、ご近所内にあること
⇒ご近所とは ①基準とするひとつの行政区
②①内の排水設備工事を施工する建物から直線200m程度の距離内



同一の指定工事店に工事を発注

- ・グループとなった建物の排水設備工事は、大野市内に営業所のある同一の指定工事店に発注してください。
- ・グループ内の排水設備工事の申請は、同一時期（※）に行ってください。
※排水設備等計画確認申請書の受付日が3カ月の範囲におさまること



グループ内全ての工事完了

- ・グループの代表者は、「ご近所接続奨励金交付対象グループ登録届」を市に提出してください。
- ・届には指定工事店の証明（単独浄化槽またはくみ取便所からの転換であること）が必要です。

奨励金の交付申請（請求）

- ・市から、奨励金の対象者全員に「ご近所接続奨励金交付申請書兼請求書」の様式を送付しますので、必要事項を記入し、提出してください。
※税金や上下水道事業（水道、下水、簡水、農集）に係る料金等に滞納がある場合は、交付対象外

奨励金（5万円）の受領

- ・請求書に記載された口座に奨励金（1軒あたり5万円）を交付します。 ※予算の範囲内で交付